

10. 民間まちづくり活動の 財源確保に関する制度等

H30-

10-1. 民間まちづくり活動の財源確保に向けた 枠組みの工夫に関するガイドライン

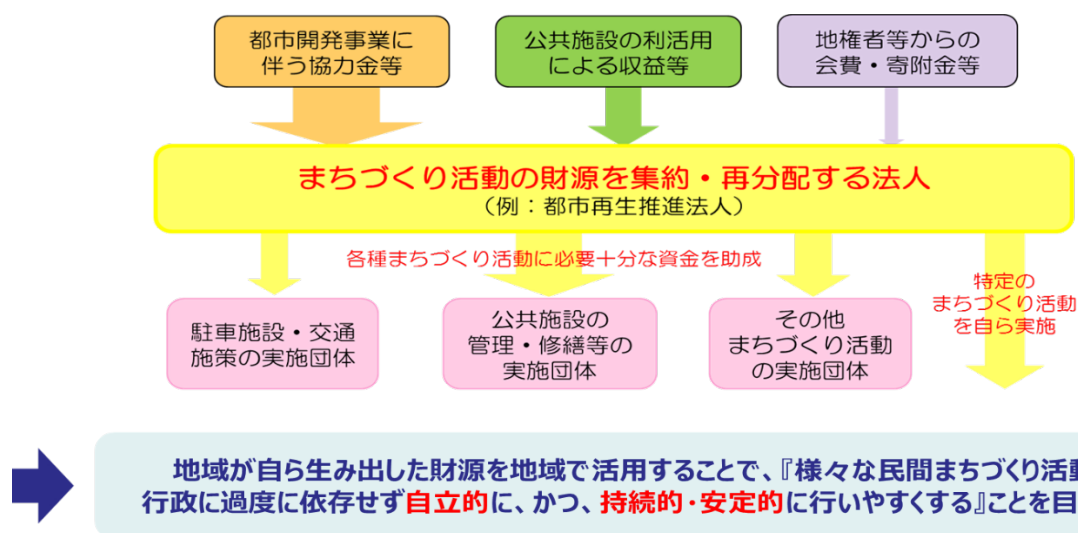
Ⅰ. ガイドラインの背景・目的

- まちの魅力を高める地域のまちづくり活動（公共公益施設の維持管理等）を行う民間団体の多くでは、活動の持続を図る上で「財源の確保」が大きな課題となっています。
- 一方、地域を見渡せば、まちづくり活動に活用できそうな財源や調達手法は多様に存在しており、地域で生み出される各種財源を集約し、地域全体で財源の過不足を調整することが有効と考えられます。
- 本ガイドラインでは、既存制度を組み合わせ、地域で生み出される財源を地域で効果的に活用できる枠組みとして「再分配法人」を提案するとともに、その税務関係を整理しました。
- この枠組みを構築し、地域が生み出した財源を地域で活用することで、「様々な民間まちづくり活動を行政に過度に依存せず自立的に、かつ、持続的・安定的に行いやすくする」ことを目指すものです。

Ⅱ. ガイドラインの概要

① ガイドラインで示す枠組みの概要

地域の関係者の合意の下、地域で生み出される多様な財源を、地域全体を見渡せる法人に積み立て、幅広い民間まちづくり活動に再分配（助成等）する枠組み。



- ② 地域で生み出され、地域の民間まちづくり活動に活用できる「地域まちづくり協力金」の例示
- 都市開発事業の施行に伴い開発事業者が拠出する協力金等（例：附置義務駐車場の整備量緩和に伴う協力金）
 - 公共空間（道路、広場、施設等）等の利活用による収入の一部（例：イベント開催収入、広告物収入）
 - その他地域内外から拠出される資金（例：地権者等からの会費、篤志家からの寄付金（クラウドファンディングによるものを含む。））
- ③ 地域まちづくり協力金を集約し、地域全体を見渡して財源の調整機能を担う「再分配法人」の業務内容と適した法人形態
- 再分配法人の業務
 - イ）地域まちづくり協力金の集約・管理、ロ）まちづくり活動への助成、ハ）一定のまちづくり活動の自ら実施
 - 再分配法人に適した法人形態
一般社団・財団法人（非営利型）等 ⇒ 法人の要件と効果を比較し、地域にとって効率的な法人形態を選択
 - 再分配法人は、都市再生推進法人等であることを推奨 ⇒ 自治体のまちづくりビジョンに沿った活動を促進
- ④ 再分配法人の法人形態や業務内容に照らした、現行税制上の法人税の課税関係
- 再分配法人が一般社団・財団法人（非営利型）である場合
 - イ）助成業務は、収益を得る活動ではないことから収益事業に該当せず、課税が問題となるケースは少ない。（＝非課税）
 - ロ）自ら実施する業務（※）は、収益事業に該当する可能性は低いですが、有料で実施する場合は税務署への確認が必要。
 - 再分配法人が公益社団・財団法人である場合
自ら実施する業務として、収益事業に該当するものを実施したとしても、公益目的事業であれば非課税となる。

※①まちの将来像やルールの方策・運用、②まちづくりの情報発信・プロモーション、③公共公益施設の（再）整備・管理・修繕等、④コミュニティバス・コミュニティサイクルの運営、⑤まちづくりセミナー等の開催、⑥街並みの保全・緑化、⑦業務継続地区の構築・運営、⑧防犯・防災活動、⑨地域活性化に資する活動 を例示

参考：民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン（本文）

- ガイドラインの全文は下記 URL からダウンロードできますので、ご活用ください。

<https://www.mlit.go.jp/toshi/common/001262641.pdf>

Ⅲ. ガイドライン活用のメリット

本制度を活用することで、次の効果が期待できます。

- 地域における民間団体の連携・協働を通じ、民間まちづくり活動に、将来にわたり必要な財源が充てられる環境が整うこと。
- 自治体にとっても、まちづくりのビジョン等に沿った民間まちづくり活動の財源を確保・調整することが可能となること。

10-2. 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）

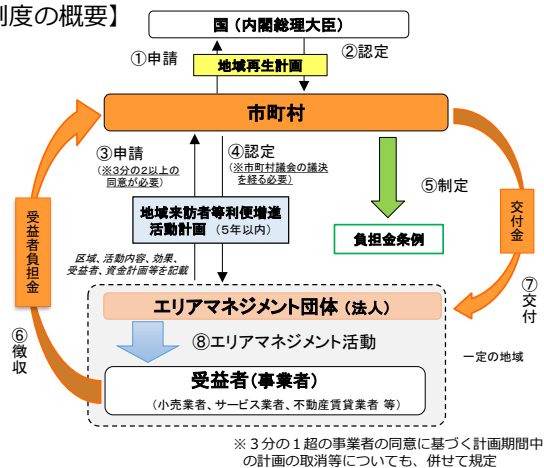
I. 制度の背景・目的

- 近年、民間が主体となって、にぎわいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大しています。
- こうした活動は、にぎわいの創出等を通じて地域の「稼ぐ力」を高め、地域再生の実現に資するものですが、活動を担うエリアマネジメント団体の安定的な財源の確保が課題となっています。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要です。（民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難）
- このため、海外における BID（※）の取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村がエリアマネジメント団体を実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度（地域再生エリアマネジメント負担金制度）を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図ります。

※BID…Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

II. 制度の概要

【制度の概要】



【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用



自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

III. 制度活用メリット

● 本制度を活用することで、次の効果が期待できます。

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| ① 定量的な目標の設定（KPI）及び効果の「見える化」の推進 | ⑤ エリアマネジメント団体への資金提供の促進 |
| ② 関係者の合意形成の促進、合意の継続性の確保 | ⑥ 地方創生カレッジ等による専門的な人材の育成・確保 |
| ③ 公共性、公益性が高い活動に対する公的関与、費用徴収 | ⑦ 地方創生推進交付金等による先駆的な取り組みへの支援 |
| ④ 公共空間等の利活用による財源の確保 | ⑧ 官民の協議会の設置等による官民連携の推進 |

※日本版 BID を含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会 中間とりまとめ（平成 28 年 6 月 30 日）より

IV. 協定締結までの流れ

● 手続きの流れは次のとおりです。

地域再生計画の作成

地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したい市町村は、当該事項を記載した地域再生計画を作成し、国（内閣総理大臣）の認定を得る必要があります。

エリアマネジメント団体による活動計画の作成
地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したいエリアマネジメント団体は、受益事業者の 3 分の 2 以上の同意を得て、当該事項を記載した地域来訪者等利便増進活動計画（活動計画）を作成し、市町村長の認定を得る必要があります。

市町村による計画の認定

市町村長は、エリアマネジメント団体から提出された活動計画について、市町村議会の議決を経た上で、認定基準を満たすと認められる場合には、当該計画を認定するものとします。

市町村による負担金の徴収と交付金の交付

市町村は、認定した活動計画に基づきエリマネ団体が実施する活動に必要な経費の財源に充てるため、事業者から負担金を徴収し、エリマネ団体に交付金として交付することができます。

エリマネ活動の実施と監督等

交付された交付金を原資にしてエリマネ団体はエリマネ活動を実施するとともに、市町村は、エリマネ団体の活動について監督することとなります。

